# 地域密着型サービス等第三者評価受審費補助金 電子申請手続マニュアル



令和7年度 金(社会福祉)	世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助 法人用	世田谷区のホームページから、申請用サイト
概要	^	のリンクにアクセスすると、左記のページへ
補助金のキャッチコピー		22111111111111111111111111111111111111
補助金のサマリー	■目的・概要 世田谷区内で地域密着型サービス等事業所を運営する事業者が、東京都高社サービス評価推 進機構が認証した評価機関による福祉サービス第三者評価受審費を補助することにより、第 三者評価の受診を促進し、地域密着型サービス等の質の向上を図ることを目的とする。	
	<ul> <li>              • 根拠法令 世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助金交付要綱      </li> <li>             • 補助対象 世田谷区長による指定を受けた以下の世田谷区内の地域密着型サービス事業所又は地域密着 型介護予防サービス事業所を運営する事業者         </li> <li>             ・11 認知症対応型共同生活介護事業所又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業所         </li> <li>             ・2 対紙道の、物時対応型訪問介護者議         </li> <li>             ・31 小規模多物能型局を介護又は介護予防認知症対応型局を介護         </li> </ul>	
	※いずれの事業所においても希規開設後6月が経過していること。 ※(2) ~ (4) については、令和5年度及び令和6年度において、本件補助金の交付を受けていないこと。 ■備考 詳しくは、世田谷区のホームページを確認してください。	
	<ul> <li>開合せ先</li> <li>世田谷区補助金受付窓口</li> <li>参照URL</li> <li>地域密考型サービス等第三者評価受審費補助金交付申請について」世田谷区公式ホームペー う</li> </ul>	[ログインして申請する」ボタンを押下してください。
補助金上限額	600,000 円	
補助率	第三者評価受審費(1,000円未満切り捨て)について、補助金上限額までを限度とする。	※GEスIDノライムによるログインとなります。 ログイン用のID、パスワード、二要素認証用の
条件・期間	^	スマートフォンを準備してください。
業種	医療,福祉	
補助対象地域	東京都	
補助対象地域詳細	世田谷区	
従業員数の上限	従業員の制約なし	
利用目的	人材育成を行いたい / 雇用・職場環境を改善したい	
募集開始日時	2025年5月19日 9:00	
募集終了日時	2026年3月31日 17:15	
事業終了期限	2026年3月31日 17:15	
	小□ 一覧に戻る ログインして申請する	

#### 補助金申請システム(jGrants)へのログインについて

条件・期間 <sup>業通</sup>	医病 1511
補助率	第三者評価受審費(1,000円未満切り捨て)について、補助金上限額までを限度とする。
補助金上限額	600,000 円
	■ <mark>参照URL</mark> 地域密著型サービス等第三者評価受審費補助金交付申請について」世田谷区公式ホームペー ジ
	■問合せ先 世田谷区補助金受付窓口
	■備考 詳しくは、世田谷区のホームページを確認してください。
	<ul> <li>(2) 足肉辺幽(* 時間内)(100年30前)(100年40年)</li> <li>(3) 小規模多構能型居宅介護</li> <li>(4) 若蓮小規模多機能型居宅介護</li> <li>※(1710)事業所においても新規開設後6月が経過していること。</li> <li>※(2) ~(4) については、令和5年度及び令和6年度において、本件補助金の交付を 受けていないこと。</li> </ul>

GビズIDプライムによるログイン後、左記の 画面へ移行します。

当サイトの代理申請	不可	
事業終了期限	2026年3月31日 17:15	
募集終了日時	2026年3月31日 17:15	
募集開始日時	2025年4月1日 9:00	
利用目的	人材育成を行いたい / 雇用・職場環境を改善したい	
従業員数の上限	従業員の制約なし	
開助为張唱場計調		

詳細			
公募要領			
交付要綱			
申請様式			

東京都

補助対象地域

010101\_令和7年度世田谷区地域密着型サービス等第三者評価補助金交付申請フォーム(社会福祉 法人用)

申請フォームの名称を確認し、正しければ「申請する] ボタンを押下してください。

押下後に、"申請しますがよろしいですか?"と画面中央 に表示されますので、 [申請する] を押下してください。



申請担当者の連絡先		^		
GビズIDのアカウント利用者情報が自動入力されています。必要に応じ	て修正ください。			
連絡先郵便番号	連絡先住所(都道府県)		世田谷区からご連絡させていただく場合がありま	
連絡先住所(市区町村)	連絡先住所(番地等)		すので、本件補助金申請手続について対応可能な 担当者氏名、連絡先、メールアドレスを入力して	
連絡先住所(建物名等)			ください。	
	0 / 64			
会社部署名/部署名	ĥ			
	0 / 100			
◎須 担当者氏名(姓)	▶ 2017 担当者氏名(名)			
必須 連絡先電話番号	2017 担当者メールアドレス			
※ハイフンを入力する必要はありません。		_	「〇〇を日的に第三者評価機関による第	
必須補助対象事業の目的及び内容			三者評価を受審する。」など、目的と内容を入力してください。	
	0 / 6000	-		
22月 国又は他の地方公共団体からの助成の有無 ▼				
22月 第三者評価受審費補助金を活用する事業所の名称				
※第三者評価を受審する予定の事業所の名称(1事業所のみ)を記入してください。 ※一つの申請で補助金の交付対象とすることができるのは1事業所のみです。				

事業基本情報	^「第三者評価受審事業(受審する事業所名)」
■注意事項	としてください。
• 「事業の名称」欄には第三者評価受審事業(事業所名)と入力してください。	
例)第三者評価受審事業(グループホーム〇〇〇)	別/ 第二日計画文母事業(グループホームしし)
<ul> <li>「事業開始日の決定方法」欄については指定日から開始を選択してください。</li> <li>「事業開始日」個へは、世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審資補助事業計画書の「評価実施期間」欄に記載されている評価機関との契約開始日(予定) を入力してください。</li> <li>「事業終了日」欄には、安審結果の報告予定日を入力してください。</li> <li>「補助事業に置する経費(合計)」欄へは、2者以上からの見積額のうち続も安価な額を記入してください。</li> <li>「補助対象経費(合計)」欄へは、補助事業に要する経費(合計)から寄附金その他の収入額を差し引いた額を入力してください。</li> <li>「補助力気化費費(合計)」欄へは、補助対象経費のうち1,000円未満を切り捨てて得られた額(600,000円を超える場合は600,000円)を入力してください。</li> <li>「補助事業に要する経費(合計)」「補助対象経費のうち1,000円未満を切り捨てて得られた額(600,000円を超える場合は600,000円)を入力してください。</li> <li>「補助事業に要する経費(合計)」「補助効素経費(合計)」は半角数字で入力してください。半角数字以外は入力できせん。</li> <li>「世田谷区では、世田谷区暴力団排除活動作進条例に基づき、暴力団排除活動を推進し、区民等の安全で平穏な生活の確保等に努めています。そのため、力団員による不当な行為を防止したり、不当な影響を排除したりするために必要な場合には、補助金の交付決定をしないこと又は交付決定の取り消した、関係機関からの意見聴取を行うことがあります。</li> </ul>	「事業開始日」「事業終了日」欄へは、第三者評価機 関との契約開始日予定日、契約終了予定日をそれぞれ 入力してください。 ※添付する第2号様式の「評価実施期間」欄に記載の日
● 事業の名称	付と一致させてください。
<ul> <li>▲ 事業開始日の決定方法         <ul> <li>交付決定日から開始</li> <li>指定日から開始</li> <li>指定日から開始</li> <li>事業終了日と同日</li> </ul> </li> </ul>	
● 事業開始日(公募・交付申請時) * ● ■ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	
「指定日から開始」以外を選択した場合、「事業開始日」の値は無効となりま す。	各項目について、次のとおり入力してください。
必須 補助事業に要する経費(合計)                必須 補助対象経費(合計)	□ ● I補助事業に要する経費(合計)」欄へは第3号様式のA欄の額 ● 「補助対象経費(合計)」欄へは第3号様式のC欄の額
▶ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	• 「補助金交付申請額(合計)」欄へは第3号様式のF欄の額
「補助事業に要する経費(合計)」「補助金交付申請額(合計)」「補助対象経費(合計)」は半角数字で入力ください。半角数字以外は入 できません。	<i>b</i>

利用規約       ^         ●       利用規約に同意する         ●       はい         ■@いただけない場合、単純できません。         利用規約       プライバシーポリシー	必ずチェックをいれ てください。
添付書類       ^	Word、Excel、PDF、JPEG等、Windowsパソコンで展開可能な ファイル形式のデータを添付してください。 ※1ファイルあたりのデータ量は16MBが上限となります。
※申請年度における法人全体のものを添付してください。 <ul> <li></li></ul>	必要事項の記入、添付書類の設定が完了したら、 [申請す る] ボタンを押下してください。 申請後、jGrantsより補助金申請が提出された旨のメールが 送信されますので、受信したメールは大切に保管してくださ
	い。 ※使用するメールソフト等で、 no-reply@jgrants-portal.go.jp というメールアドレスからのメールを受信できるように 設定してください。